

No. 1043 (2019. 2.28)

## 戦後の我が国における主要政党の変遷

はじめに

I 掲載対象とする「政党」

II 主な記載事項

- 1 政党の名称
- 2 政党の設立及び名称変更等
- 3 政党の合併、分割等
- 4 政党の解散及び要件喪失等
- 5 政党間の議員の移動

資料 戦後の我が国における主要政党の変遷

キーワード：政党、政治団体、政治資金規正法、政党助成法、日本

- 我が国における昭和 20 年 8 月から平成 30 年 12 月までの主な政党の設立、名称変更、合併、分割等の動向をまとめた。
- 原則として、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に基づく政党の設立に関する届出を行い、かつ、国会議員が 1 人以上所属する団体を掲載することとした。
- 政治資金規正法における政党要件の変遷及び現行の政党関係法制において「政党」等としての取扱いを受けるための要件を表にまとめた。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 さとう りょう 佐藤 令

第 1 0 4 3 号

## はじめに

本稿は、我が国における昭和 20 年 8 月から平成 30 年 12 月までの主な政党の設立、名称変更、合併、分割等の動向をまとめたものである<sup>1</sup>。以下、本稿において掲載対象とする「政党」の基準を示し、主な記載事項について説明した上で、主要政党の変遷を図示する。

### I 掲載対象とする「政党」

原則として、「政治資金規正法」（昭和 23 年法律第 194 号）に基づく政党の設立<sup>2</sup>の届出を行い、かつ、国会議員が 1 人以上所属する団体を掲載することとしたが、必要に応じて、同法上の（政党以外の）政治団体についても一部掲載した。ただし、昭和 50 年以前は、同法の政党要件を満たす団体に係る届出状況の把握が困難であるため<sup>3</sup>、政党の変遷について書かれている文献<sup>4</sup>を参考にした。なお、表 1 のとおり、同法の政党要件に関する規定は、これまでに 2 度の改正が行われている<sup>5</sup>。

現在の我が国の法律においては、表 2 のとおり、政治資金規正法のほか「政党助成法」（平成 6 年法律第 5 号）、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（平成 6 年法律第 106 号）及び「公職選挙法」（昭和 25 年法律第 100 号）において、それぞれ政党等の要件が定められている。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 31 年 2 月 21 日である。

<sup>1</sup> 本稿は、間柴泰治・柳瀬晶子「主要政党の変遷と国会内勢力の推移（資料）」『レファレンス』651 号、2005.4、pp.70-81。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999897\\_po\\_065104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999897_po_065104.pdf?contentNo=1)>; 神田広樹「戦後主要政党の変遷と国会内勢力の推移（資料）」『レファレンス』761 号、2014.6、pp.41-64。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8689381\\_po\\_076103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8689381_po_076103.pdf?contentNo=1)> のうち、戦後の主要政党の変遷の部分を一部修正した上で、近年の動向を加筆したものである。

<sup>2</sup> 本稿において、「政党の設立」とは、政治資金規正法の政党要件を満たす団体を新たに設立した場合に加え、同法上の（政党以外の）政治団体が新たに同法の政党要件を満たすこととなった場合を含む。

<sup>3</sup> 現行の政治資金規正法では、政党の設立、異動（政党の名称等の変更）等が行われた場合に、当該団体は、総務大臣（平成 13 年の中央省庁再編までは自治大臣。以下注において同じ。）に対しそれらの事項に関する届出を行わなければならない（第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項）、その届出が行われた場合には、総務大臣は、主な届出内容について、遅滞なく、官報への掲載等により公表しなければならない（第 7 条の 2 第 1 項及び第 3 項）。ただし、昭和 50 年法律第 64 号による政治資金規正法の改正（昭和 51 年 1 月 1 日施行）前は、政党の届出に関する規定はあったが、届出内容の公表に関する規定はなかったため、その十分な公表が行われていなかった。そのため、昭和 50 年以前については、同法上の政党の設立、異動等の網羅的な把握が困難となっている。

<sup>4</sup> 「付録 35 政党系統図」京都大学文学部国史研究室日本近代史辞典編集委員会編『日本近代史辞典』東洋経済新報社、1958、別折付表；「11 政党の変遷 (2) 政党の系譜」自治庁選挙局『選挙年鑑 昭和 28～32 年』1960、巻末；三省堂編修所編『日本史年表一地図対照一』三省堂、1962、p.204；三沢潤生「政党主要系統図」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第 8 巻』吉川弘文館、1987、巻末；「系統図」村川一郎編著『日本政党史辞典 1868 年～1989 年 下』国書刊行会、1998、pp.(207)-(221)。

<sup>5</sup> 2 度の改正時の各法律は、前掲注(3)の昭和 50 年法律第 64 号及び平成 6 年法律第 4 号（政党の要件を定める第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 6 年法律第 12 号により一部改正された上で、平成 6 年 12 月 25 日施行）。

表 1 政治資金規正法における政党の要件等の変遷

|          | 昭和 23 年制定時<br>(昭和 23 年 7 月 29 日施行)   | 昭和 50 年改正時<br>(昭和 51 年 1 月 1 日施行)   | 平成 6 年改正時<br>(平成 6 年 12 月 25 日施行)   |
|----------|--|---|---|
| 政治団体等の定義 | <p>「政党」*1<br/>第 3 条第 1 項<br/>次のいずれかを本来の目的とする団体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること</li> <li>2. 公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること</li> </ol> <p>「協会その他の団体」*1<br/>第 3 条第 2 項<br/>政党以外の団体で、次のいずれかの目的を有する団体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれに反対すること</li> <li>2. 公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること</li> </ol> | <p>「政治団体」<br/>第 3 条第 1 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次のいずれかを本来の目的とする団体 <ol style="list-style-type: none"> <li>①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること</li> <li>②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること</li> </ol> </li> <li>2. 次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体 <ol style="list-style-type: none"> <li>①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること</li> <li>②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること</li> </ol> </li> </ol> | <p>「政治団体」<br/>第 3 条第 1 項</p> <p>※昭和 50 年改正時と同じ。</p>   |
| 政党の要件    | ※上記の「政党」を参照。   | <p>第 3 条第 2 項<br/>次のいずれかに該当する政治団体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回の衆議院議員総選挙における確認団体*2</li> <li>2. 前回の参議院議員通常選挙における確認団体*3</li> <li>3. 所属国会議員が 5 人以上</li> </ol>   | <p>第 3 条第 2 項<br/>次のいずれかに該当する政治団体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属国会議員が 5 人以上</li> <li>2. 以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙（衆議院）、選挙区選挙（参議院）又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 <ol style="list-style-type: none"> <li>①前回の衆議院議員総選挙</li> <li>②前回の参議院議員通常選挙</li> <li>③前々回の参議院議員通常選挙</li> </ol> </li> </ol> |

\*1 昭和 50 年改正前の政治資金規正法においては、政治団体の範囲を「政党、協会その他の団体」として捉え、「政党」とは政治活動を本来の目的とする団体を、「協会その他の団体」とは政治活動を行う目的を有する団体をいうものとされていた。これらの定義によると、後援団体など政治活動を本来の目的とする団体は全て「政党」に含まれることになり、国民の常識的な考え方との間に隔たりが生じる一方で、経済団体、労働団体、文化団体などであっても副次的に政治活動を行う目的を有する限りその全てが「協会その他の団体」に該当することとなり、範囲が広過ぎて不明確であった。当該改正により、「政党」の範囲が限定され、「協会その他の団体」のうち政治活動の態様が一時的であったり、従たる活動であったりする団体は「政治団体」に含まれないものとされた。（自治省選挙部編『改正政治資金規正法解説』地方財務協会、1976、pp.13-18.）

\*2 確認団体とは、各種選挙において、一定の要件を満たし、総務大臣（平成 13 年の中央省庁再編までは自治大臣）又は各選挙管理委員会から確認書の交付を受けた政治団体を指す。一般に政治団体は、選挙時において選挙運動と紛らわしい政治活動を行うことが規制されるが、確認団体は当該政治活動の大半を一定の条件の下で行うことができるほか、その一環として一定の選挙運動を行うことが認められる。昭和 50 年政治資金規正法改正時の衆議院議員総選挙における確認団体の要件は、当該選挙における所属候補者が 25 人以上の政治団体となっていた。なお、平成 6 年の公職選挙法改正により、衆議院議員の選挙における確認団体制度は廃止された。

\*3 昭和 50 年の政治資金規正法改正時、参議院議員通常選挙における確認団体の要件は、当該選挙における所属候補者が 10 人以上の政治団体となっていた。この要件は、昭和 57 年の公職選挙法改正により、①名簿届出政党等、②当該選挙における所属候補者が 10 人以上の政治団体のいずれかに該当すること、と改定された。なお、「名簿届出政党等」とは、参議院議員選挙の比例代表選挙において、公職選挙法の規定に基づき候補者名簿の届出を行った政治団体を指し、その要件は、平成 6 年の同法改正まで、①所属国会議員が 5 人以上、②前回の衆議院議員総選挙又は前回の参議院議員通常選挙の選挙区選挙若しくは比例代表選挙における全国得票率が 4%以上、③当該選挙における候補者が 10 人以上のいずれかに該当することとなっていた。

（出典）神田広樹「戦後主要政党の変遷と国会内勢力の推移（資料）」『レファレンス』761号、2014.6、p.48。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8689381\\_po\\_076103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8689381_po_076103.pdf?contentNo=1)> を基に筆者作成。

表2 現行の政党関係法制における「政党」要件

| 「政党」等の名称                       | 法律（制定年又は現在の要件となった年）  | 要件   |
|--------------------------------|--|--|
| 政党                             | 政治資金規正法第3条第2項<br>(平成6年)  | 政治資金規正法における政治団体のうち、次のいずれかに該当するもの<br>1. 所属国会議員が5人以上<br>2. 以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙（衆議院）、選挙区選挙（参議院）又は比例代表選挙における全国得票率が2%以上<br>①前回の衆議院議員総選挙<br>②前回の参議院議員通常選挙<br>③前々回の参議院議員通常選挙   |
|                                | 政党助成法第2条第1項<br>政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項<br>(平成6年) | 政治資金規正法における政治団体のうち、次のいずれかに該当するもの<br>1. 所属国会議員が5人以上<br>2. 所属国会議員を有し、かつ以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙（衆議院）、選挙区選挙（参議院）又は比例代表選挙における全国得票率が2%以上<br>①前回の衆議院議員総選挙<br>②前回の参議院議員通常選挙<br>③前々回の参議院議員通常選挙   |
| 候補者届出政党*1<br>(衆議院)             | 公職選挙法第86条第1項<br>(平成6年)   | 次のいずれかに該当する政治団体<br>1. 所属国会議員が5人以上<br>2. 以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙（衆議院）、選挙区選挙（参議院）又は比例代表選挙における全国得票率が2%以上<br>①前回の衆議院議員総選挙<br>②前回の参議院議員通常選挙  |
| 名簿届出政党等*2<br>(衆議院/参議院)         | 公職選挙法第86条の2第1項/第86条の3第1項<br>(平成6年)                             | 次のいずれかに該当する政治団体<br>1. 所属国会議員が5人以上<br>2. 以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙（衆議院）、選挙区選挙（参議院）又は比例代表選挙における全国得票率が2%以上<br>①前回の衆議院議員総選挙<br>②前回の参議院議員通常選挙<br>3.（※衆議院議員選挙について）<br>当該選挙における名簿登載者数が当該比例ブロックの定数の20%以上<br>4.（※参議院議員選挙について）<br>当該選挙における候補者が10人以上 |
| (参考) 確認団体*3<br>(※参議院議員通常選挙の場合) | 公職選挙法第201条の6<br>(昭和57年)  | 次のいずれかに該当する政治団体<br>1. 参議院名簿届出政党等<br>2. 当該選挙の選挙区選挙における所属候補者が10人以上   |

\*1 衆議院議員選挙の小選挙区選挙において、本表に記載した要件を満たし、候補者の届出を行った政治団体を指す。候補者届出政党は、公職選挙法の規定に基づき、当該選挙において、選挙運動期間中に一定の選挙運動を行うことが認められる。

\*2 衆議院議員選挙又は参議院議員選挙の比例代表選挙において、本表に記載した要件を満たし、候補者名簿の届出を行った政治団体を指す（衆議院議員選挙の場合は「衆議院名簿届出政党等」、参議院議員選挙の場合は「参議院名簿届出政党等」）。名簿届出政党等は、公職選挙法の規定に基づき、当該選挙において、選挙運動期間中に一定の選挙運動を行うことが認められる。

\*3 各種選挙において、一定の要件を満たし、総務大臣（平成13年の中央省庁再編までは自治大臣）又は各選挙管理委員会から確認書の交付を受けた政治団体を指す。一般に政治団体は、選挙時において選挙運動と紛らわしい政治活動を行うことが規制されるが、確認団体は当該政治活動の大半を一定の条件の下で行うことができるほか、その一環として一定の選挙運動を行うことが認められる。

(出典) 神田広樹「戦後主要政党の変遷と国会内勢力の推移(資料)」『レファレンス』761号, 2014.6, p.48. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8689381\\_po\\_076103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8689381_po_076103.pdf?contentNo=1)> を基に筆者作成。

## II 主な記載事項

昭和 50 年以前については、脚注 4 に挙げた文献及び新聞記事を参考に記載した。昭和 51 年以降の主な記載事項及びその定義等は、次のとおりである。

### 1 政党の名称

政党の設立及び異動に係る届出における「政治団体の名称」に基づく<sup>6</sup>。

### 2 政党の設立及び名称変更等

政党の設立及び名称変更の日付は、政党の設立及び異動についての届出年月日とした。従来所属国会議員を有しなかった政党に国会議員が所属することとなった場合については、新聞報道等を参照した。

### 3 政党の合併、分割等

平成 7 年 1 月 1 日に施行された政党助成法には、政党の合併及び分割についての規定が設けられているため、同年以降については次の事項についても記載した<sup>7</sup>。

- ①「新設合併」：政党の合併のうち、2 以上の政党が全て政治資金規正法に基づく解散に関する届出<sup>8</sup>を行い（合併解散政党）、新たな政党を設立（新設政党）した場合。
- ②「存続合併」：政党の合併のうち、1 つの政党が存続し（存続政党）、他の政党は政治資金規正法に基づく解散に関する届出を行い（合併解散政党）、当該存続政党に合流した場合。
- ③「分割」：政党が、政治資金規正法に基づく解散に関する届出を行い（分割解散政党）、新たに 2 以上の政党（分割政党）又は政治団体が設立された場合。
- ④「分派」<sup>9</sup>：政治資金規正法上の政党を解散することなく、所属国会議員の一部が離党し、新たに同法上の政党が設立された場合。ただし、新たに設立された（同法上の）政党に参加する国会議員が、全て同一の（同法上の）政党に所属していた者である場合に限ることとした。

異動の日付は、「存続合併」の場合、（当該合併に係る）政治資金規正法上の政党の解散についての届出における「解散年月日」を記載した。「新設合併」、「分割」及び「分派」に伴い新たに設立された政党等にあつては、同法上の設立についての届出年月日を記載した。

<sup>6</sup> 政治資金規正法上は、自由民主党は「自由民主党本部」、日本共産党は「日本共産党中央委員会」として届け出られているが、それぞれ「自由民主党」と「日本共産党」とした。

<sup>7</sup> ただし、平成 6 年 12 月 31 日以前における合併又は分割であっても、平成元年 7 月 23 日（第 15 回参議院議員通常選挙の執行日）後に行われ、かつ、政党助成法附則第 4 条に基づき、合併又は分割に関する届出が遡って行われたものについては、記載した。

<sup>8</sup> 政治資金規正法上の政党が解散した場合、当該解散政党は、総務大臣に対し、解散した旨及び解散年月日について届け出る必要がある（同法第 17 条第 1 項）、届出が行われた場合、（政党の設立、異動等に関する届出と同様に）総務大臣は、遅滞なく、その旨を官報への掲載等により公表しなければならない（同条第 3 項）とされている。

<sup>9</sup> 法律等により規定された概念ではないが、分割と区別するために、本資料では、3④に挙げた基準に該当するものを「分派」とし、合併及び分割と併せて記載することとした。分派については、「政党助成制度のあらまし」pp.16-17。総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000161030.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000161030.pdf)> も参照。

#### 4 政党の解散及び要件喪失等

- ①「解散」：政党の解散に関する届出を行った場合。
- ②「要件喪失」：政治資金規正法の政党要件を満たさなくなった場合。
- ③「国会議員不在に」：当該団体に所属する国会議員を有しなくなったものの、当該団体が引き続き政治資金規正法の政党要件を満たしている場合。

異動の日付は、「解散」の場合は政党の解散に関する届出における「解散年月日」に、「要件喪失」の場合は政党でなくなったことに関する官報告示<sup>10</sup>に基づいた。「国会議員不在に」の場合については、新聞報道等を参照した。

#### 5 政党間の議員の移動

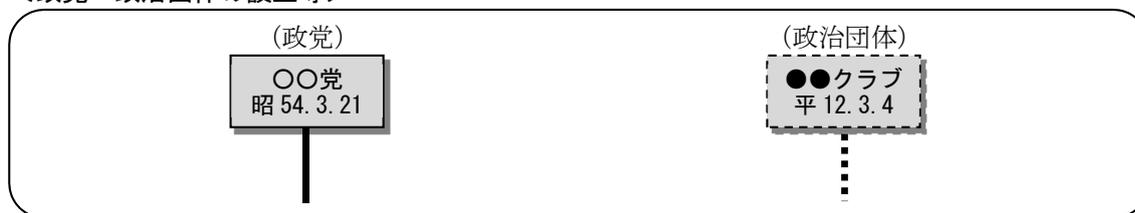
政党の設立並びに解散及び要件喪失等に係る議員の移動にのみ矢印を記した。政党間の議員の移動であっても、政党の設立等と関連がないものについては記していない。

#### 参考文献

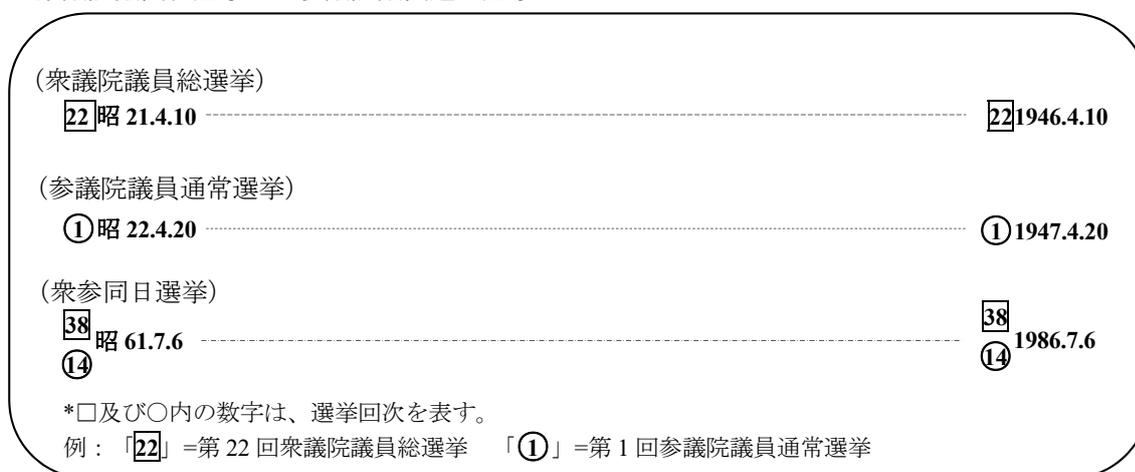
- ・自治省選挙部政党助成室編『逐条解説政党助成法・法人格付与法』ぎょうせい、1997.
- ・政治資金制度研究会編『逐条解説政治資金規正法 第2次改訂版』ぎょうせい、2002.
- ・選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法 第15次改訂版』ぎょうせい、2014.
- ・安田充・荒川敦編著『逐条解説公職選挙法 上・下』ぎょうせい、2009.

#### 【資料の凡例】

##### <政党・政治団体の設立等>



##### <衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙>

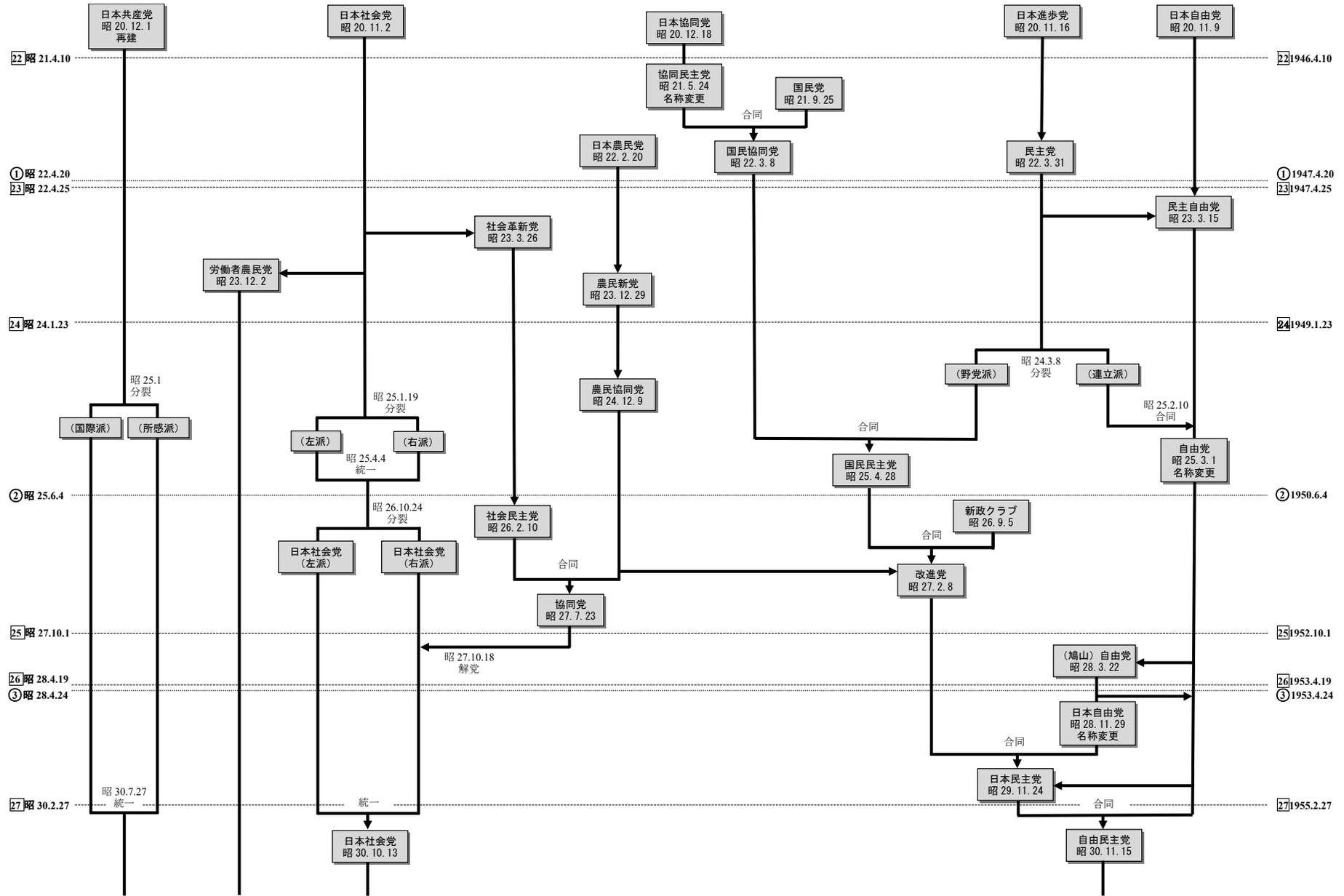


\*□及び○内の数字は、選挙回次を表す。

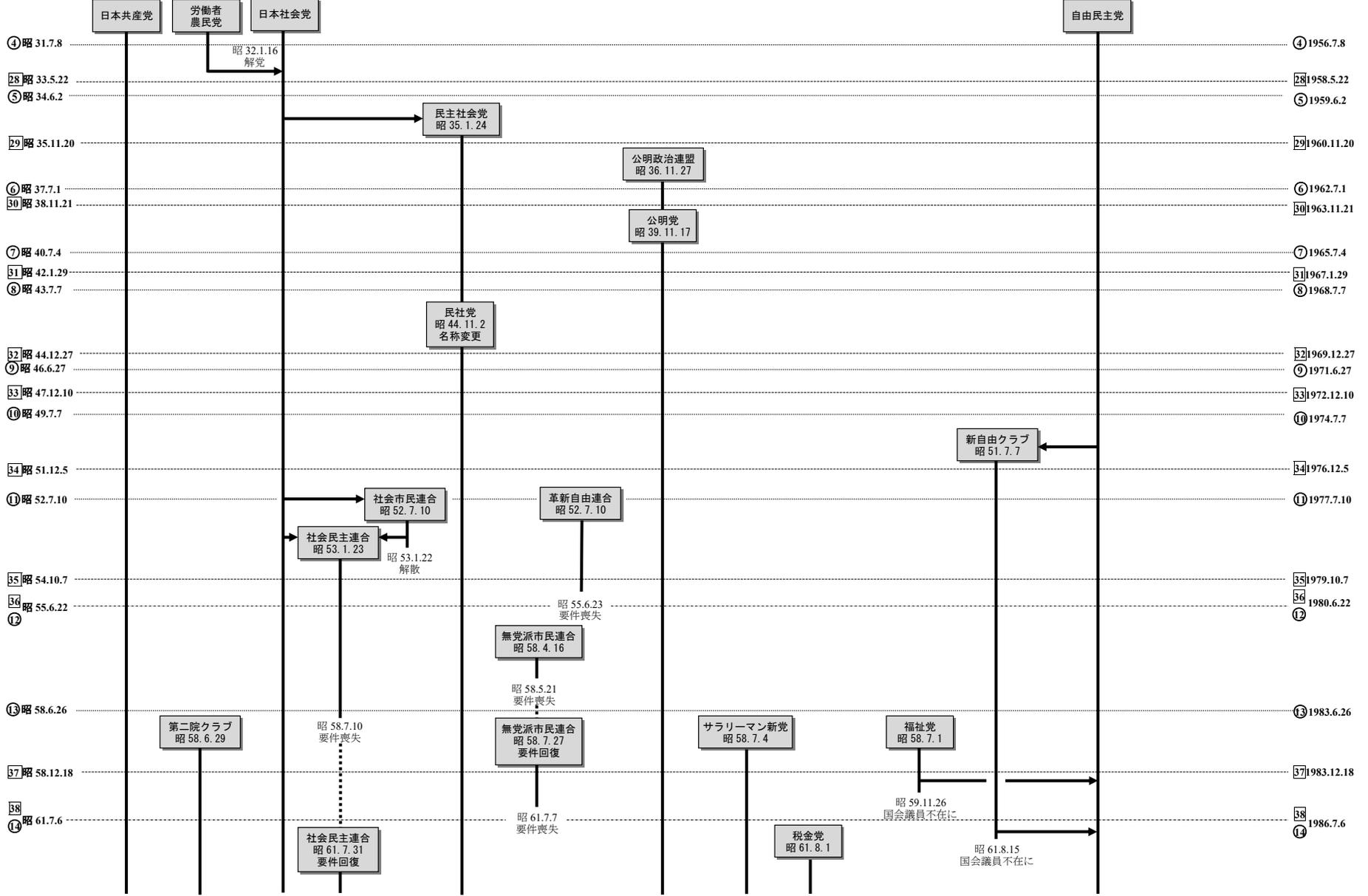
例：「22」=第22回衆議院議員総選挙 「①」=第1回参議院議員通常選挙

<sup>10</sup> 政党が、政治資金規正法第3条第2項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなった場合、総務大臣は、遅滞なく、その旨を官報への掲載等により公表しなければならない（同法第7条の2第3項）とされている。

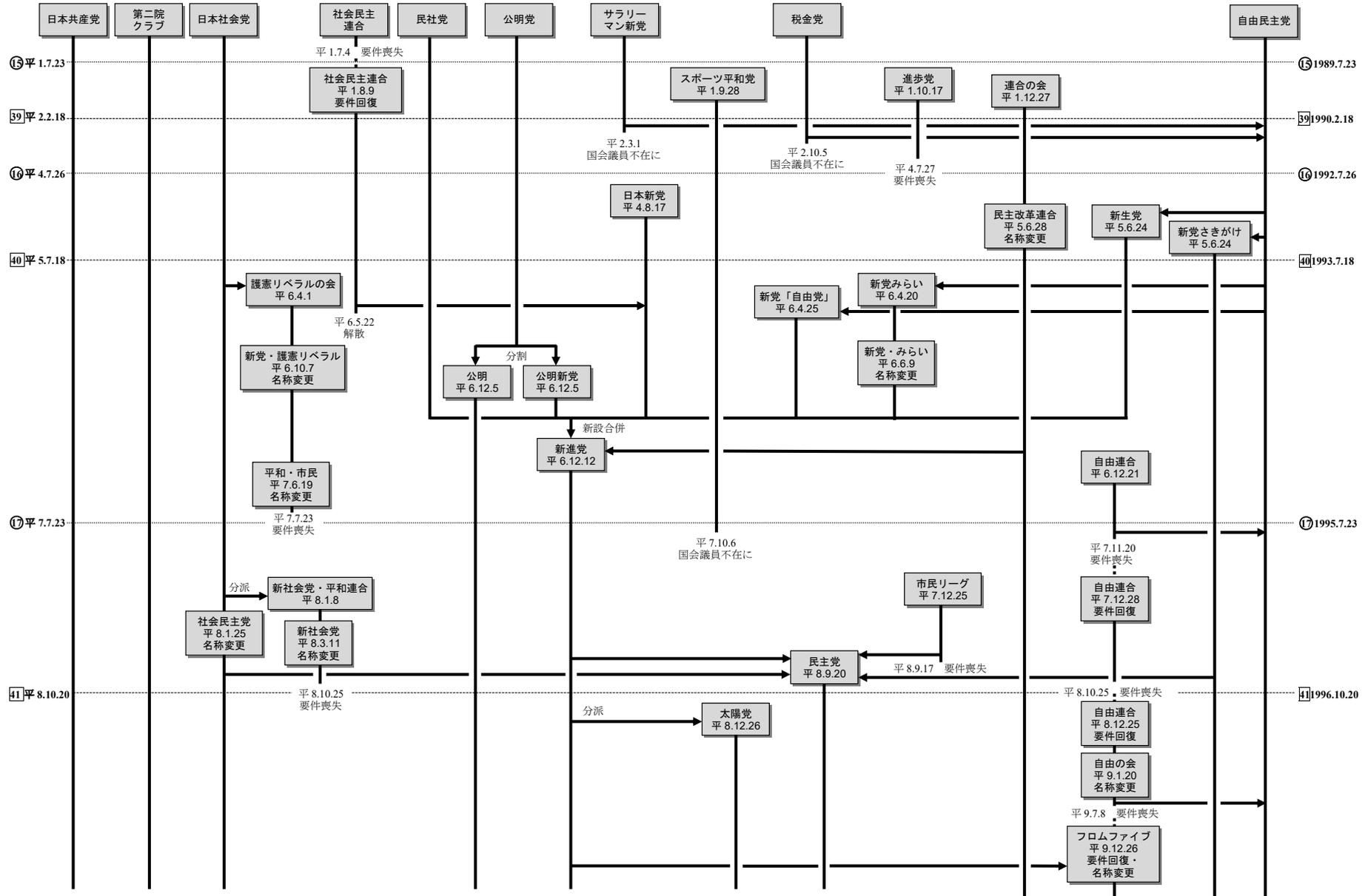
### 資料 戦後の我が国における主要政党の変遷



(前ページから続く)

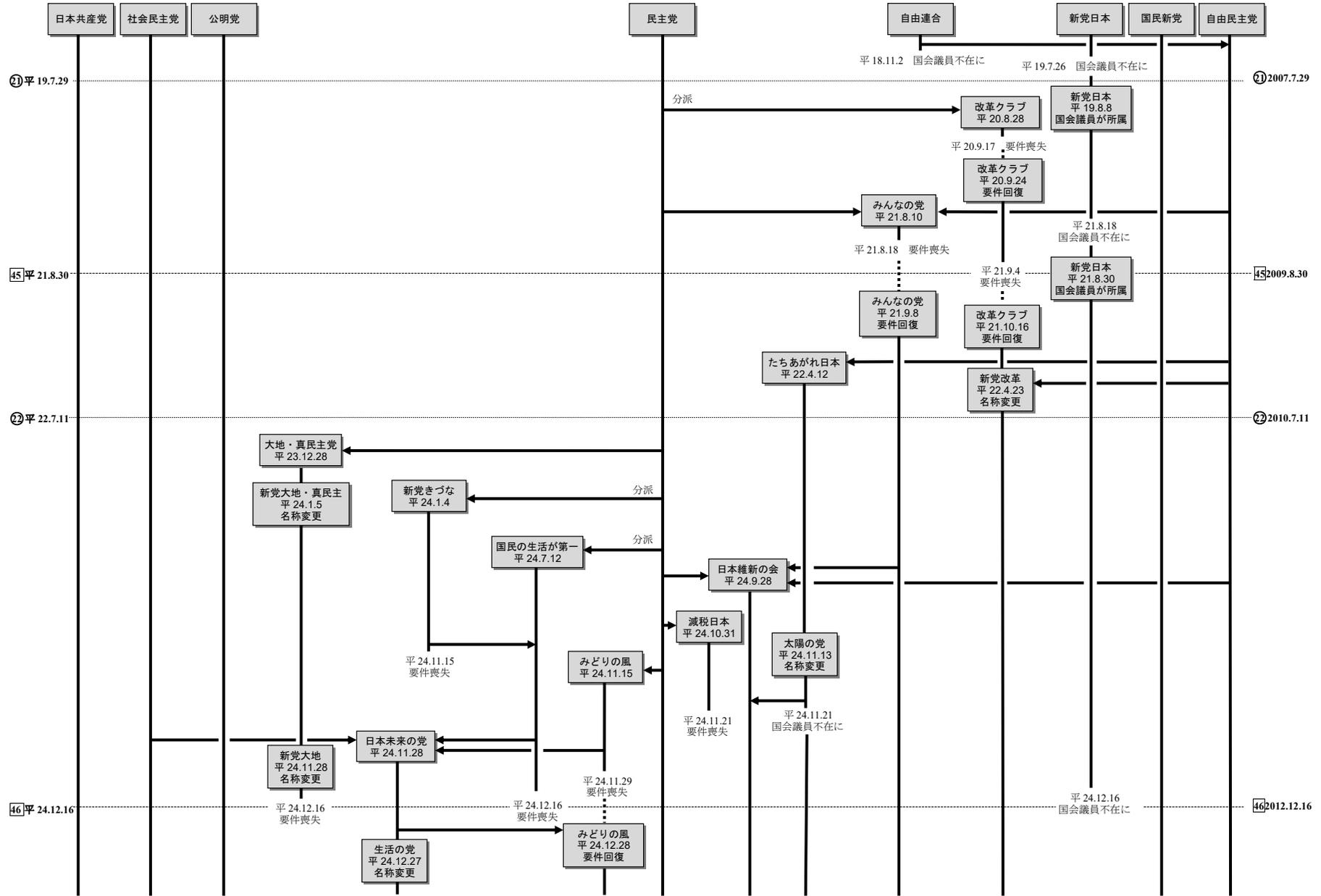


(前ページから続く)





(前ページから続く)



(前ページから続く)

